

長 建 協 発 第 366 号
平成 25 年 11 月 12 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
【 公 印 省 略 】

標準見積書で適用する社会保険等の保険料率について

かねてより、本会業務運営等につきましては格別なるご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国土交通省より、法定福利費を内訳明示した見積書（標準見積書）で適用する社会保険料率（別添）について連絡がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

なお、別添保険料率は、各団体において作成する標準見積書で記載する保険料率の考え方について、協会けんぽ東京支部の保険料率を参考にしたものです。

実際の保険料率は、協会けんぽの各都道府県支部や協会けんぽ以外の保険者によって異なります。

このため、各工事現場において、下請企業が元請企業（上位企業）提出する見積書では、各企業が加入している保険や所在する地域の保険料を使用いただくことが基本となります。